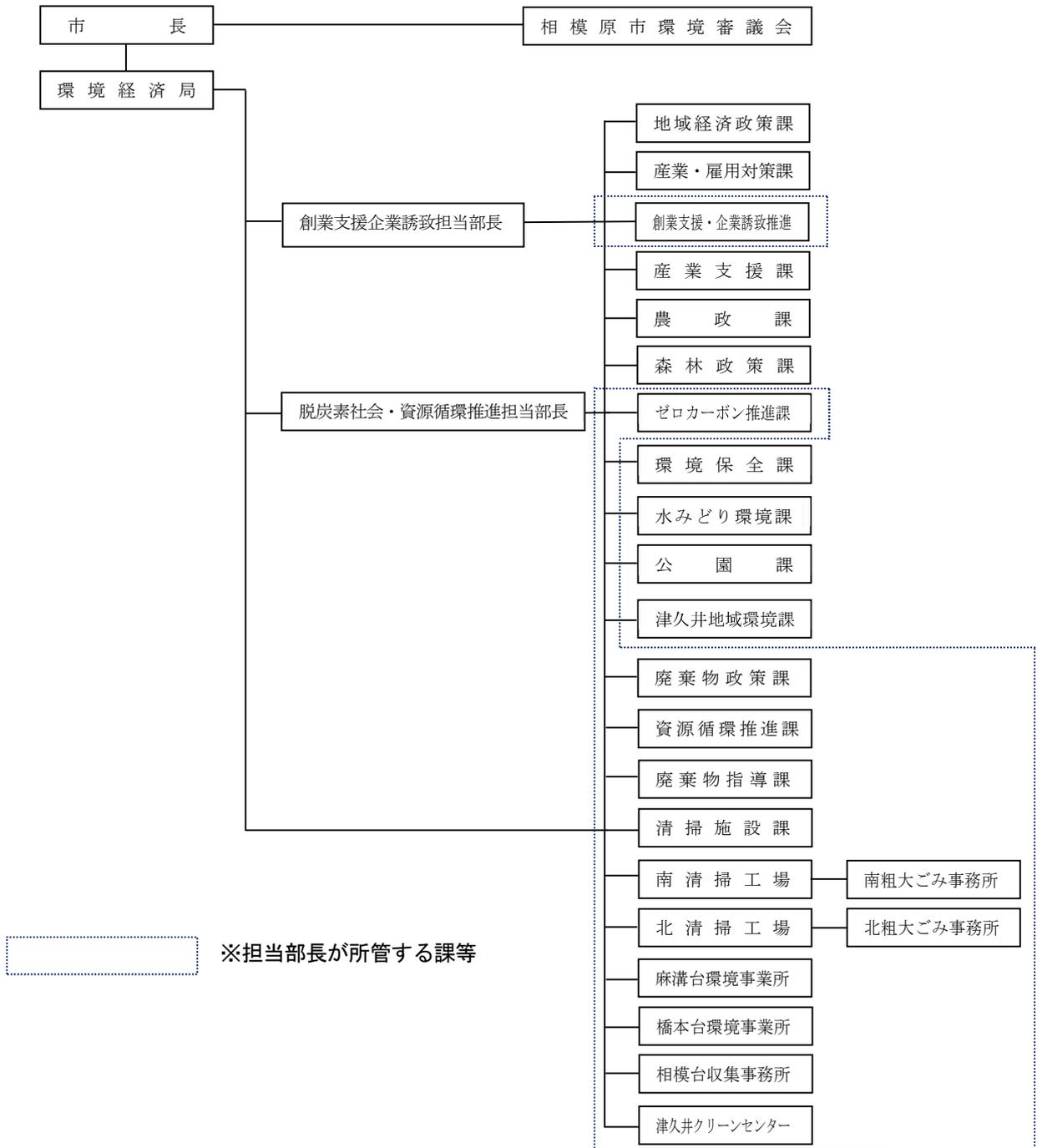


資料

1 本市の環境対策の組織体制

1 環境対策の組織体制

環境経済局の体制（令和5（2023）年度）



2 相模原市環境審議会の活動

環境基本法第44条の規定に基づき、本市の環境政策に関する重要事項を審議する機関として平成6（1994）年8月に設置されました。

<委員構成（令和5（2023）年度）>

令和6（2024）年3月 時点

選出区分	委員名	所属・役職	備考
学識経験者 (8)	一色 正男	神奈川工科大学 研究推進機構 特命教授	
	大河内 由美子	麻布大学 生命・環境科学部 教授 (相模原市廃棄物減量等推進審議会委員)	
	川久保 俊	法政大学 デザイン工学部 教授	
	高田 久美子	麻布大学 生命・環境科学部 特任助教	
	田中 充	法政大学 名誉教授 法政大学地域研究センター客員教授 (相模原市地球温暖化対策推進会議会長)	会長
	南部 和香	青山学院大学 社会情報学部 准教授	
	山田 とし子	相模女子大学 栄養科学部 教授 (相模原市廃棄物減量等推進審議会委員)	副会長
	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 教授 (相模原市水とみどりの審議会委員)	
市内の 公共的団体等の 代表者 (8)	浅見 佳寿	相模原の環境をよくする会 会長	
	木村 郁子	さがみはら消費者の会 委員	
	熊谷 弘	相模原市自治会連合会 理事	
	斎藤 奈美	(特非) and Advance 副代表理事	
	西山 美香	相模原市立小中学校校長会 委員	
	取住 悦子	相模原商工会議所 副会頭	
	古屋 伸夫	(特非) かながわ環境カウンセラー協議会 相模原支部長	
	山崎 和彦	さがみはら津久井森林組合 代表理事組合長	
関係行政機関の職員 (1)	増田 大美	(環境省) 関東地方環境事務所 環境対策課長	
公 募 (3)	牛尾 良一	中央区在住	
	小嶋 雅司	中央区在住	
	宍戸 和夫	中央区在住	

<令和5（2023）年度開催実績（主な議題）>

- (第1回) 令和5(2023)年 5月23日 : 第3次相模原市環境基本計画の中間改定について
- (第2回) 令和5(2023)年 8月 7日 : 第3次相模原市環境基本計画の中間改定について
- (第3回) 令和5(2023)年10月 2日 : 第3次相模原市環境基本計画の中間改定について
- (第4回) 令和6(2024)年 2月29日 : 令和5年度さがみはらの環境（相模原市環境基本計画年次報告書）（令和4年度報告）（案）について
第3次相模原市環境基本計画改定（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

<委員構成（令和6（2024）年度）>

令和7（2025）年3月 時点

選出区分	委員名	所属・役職	備考
学識経験者 (8)	一色 正男	神奈川工科大学 研究推進機構 特命教授	
	大河内 由美子	麻布大学 生命・環境科学部 教授 (相模原市廃棄物減量等推進審議会委員)	副会長
	落合 裕隆	相模女子大学 栄養科学部 教授	
	川久保 俊	慶應義塾大学理工学部 准教授	
	高田 久美子	麻布大学 生命・環境科学部 特任助教	
	田中 充	法政大学 名誉教授 法政大学地域研究センター客員教授 (相模原市地球温暖化対策推進会議会長)	会長
	南部 和香	青山学院大学 社会情報学部 准教授	
	吉永 龍起	北里大学 海洋生命科学部 教授 (相模原市水とみどりの審議会委員)	
市内の 公共的団体等の 代表者 (8)	浅見 佳寿	相模原の環境をよくする会 会長	
	池田 珠三子	さがみはら消費者の会 委員	
	井上 章	さがみはら津久井森林組合 代表理事副組合長	
	熊谷 弘	相模原市自治会連合会 理事	
	斎藤 奈美	(特非) and Advance 副代表理事	
	古屋 伸夫	(特非)かながわ環境カウンセラー協議会 相模原 支部長	
	畷住 悦子	相模原商工会議所 副会頭	
関係行政機関の職員 (1)	稲子谷 昂子	(環境省) 関東地方環境事務所 環境対策課長	
公募 (3)	小暮 祥子	中央区在住	
	平野 晋哉	中央区在住	
	八木 悠子	緑区在住	

<令和6（2024）年度開催実績（主な議題）>

(第1回) 令和6(2024)年10月2日 : 会長及び副会長の選出について

(第2回) 令和7(2025)年2月18日 : 令和6年度さがみはらの環境（相模原市環境基本計画年次報告書）（令和5年度報告）（案）について

2 市民アンケート調査結果について

1 アンケート実施方法・集計結果

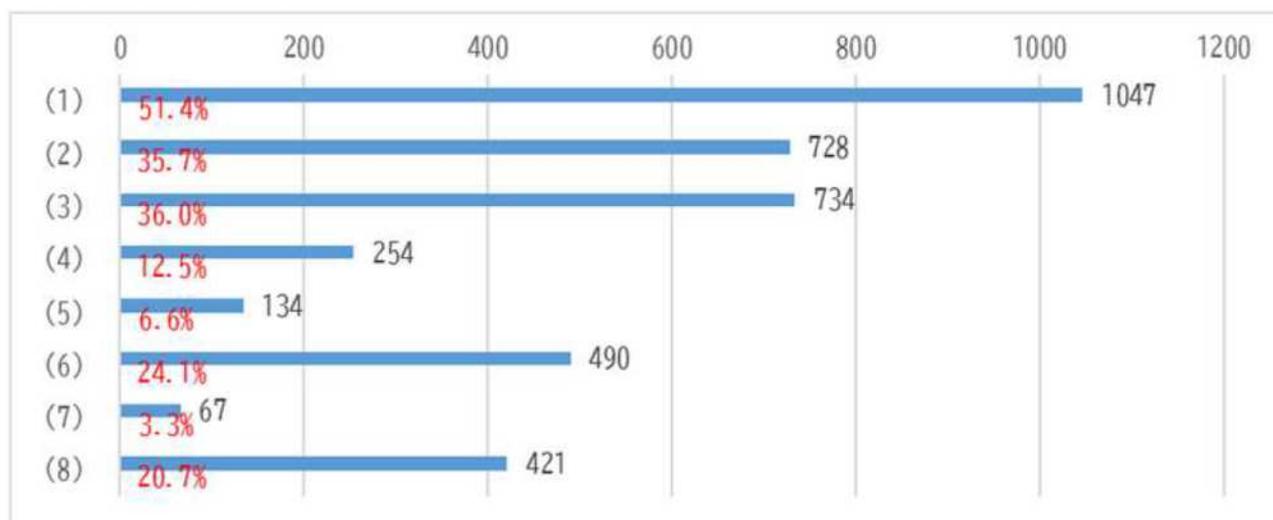
- (1) 対象者：18歳以上の市民から無作為抽出
- (2) 対象人数：12,000人（緑区：2,786人、中央区4,552人、南区4,662人）
※ 全市人口に対する各区の人口比で抽出
- (3) 実施方法：WEB アンケート形式
※ WEB での回答が困難な方は、紙のアンケート用紙により回答を依頼した。
- (4) 実施期間：令和6（2024）年3月1日（金）から3月22日（金）まで（22日間）
- (5) アンケート回答数：回答数2,066件（回収率：17.2%）

2 市民アンケート内容（指標関係抜粋）

～気候変動に伴う影響に備えている市民の割合～【基本目標1】

問 あなたは、平均気温の上昇や集中豪雨の発生など、気候変動が与える身の回りへの影響に備えるため、どのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

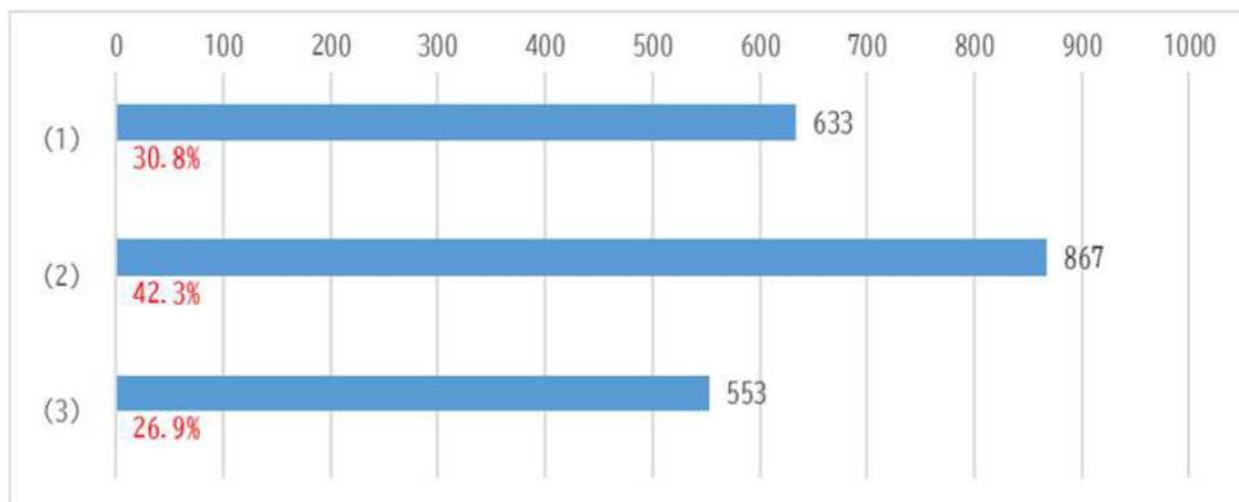
- (1) 暑さや大雨に関する情報を積極的に収集する
- (2) 熱中症や蚊媒介感染症（デング熱等）の対策を知り、予防する
- (3) ハザードマップなどで危険個所や避難場所、避難経路を確認する
- (4) 地域の防災訓練に参加する
- (5) 市街地における暑さを和らげるため、身の回りの緑化を推進する
- (6) 喝水に備えて、普段から節水を心がける
- (7) その他
- (8) 取り組みを行っていない



～生物多様性の認知度～【基本目標3】

問 あなたは「生物多様性」という言葉を知っていますか。

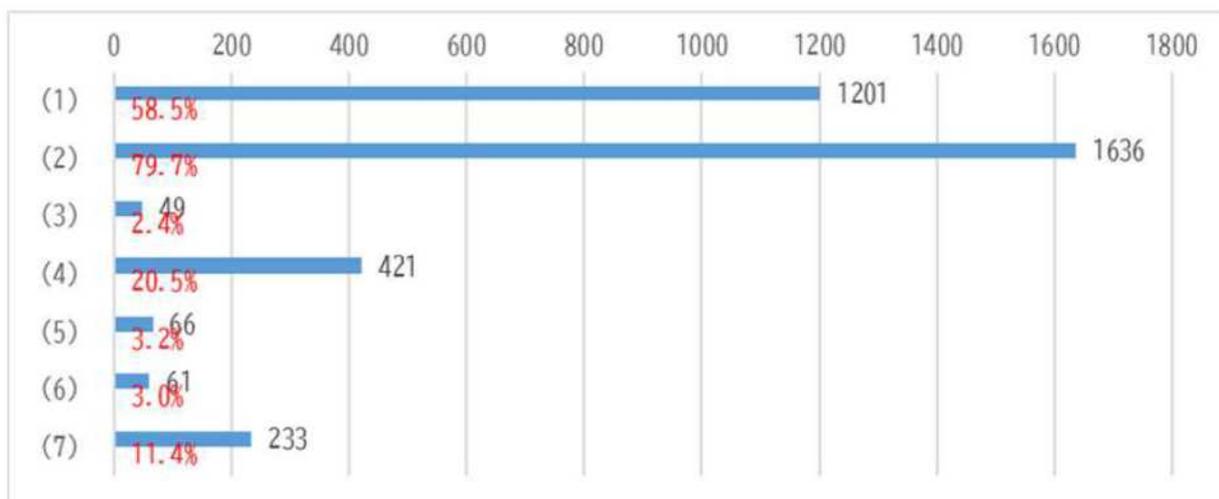
- (1) 言葉を聞いたことがあり、意味も知っている
- (2) 言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない
- (3) 言葉を聞いたことがない



～環境意識の醸成度～【基本目標5】

問 あなたは、環境問題について、取り組んでいることはありますか。(いくつでも)

- (1) 節電など省エネにつながる行動をしている
- (2) マイバッグの利用など、ごみの減量につながる行動をしている
- (3) この1年間に自然環境を守る活動に参加した
- (4) 環境に配慮した商品を選んで購入している
- (5) この1年間に環境に関する講座やイベントに参加した
- (6) その他
- (7) 取り組みを行っていない



3 相模原市環境審議会審議経過

- ・ 令和 7(2025)年 2 月 18 日 (第 2 回)

※本書『令和 6 年度版さがみはらの環境』に対する相模原市環境審議会の審議状況のみ抜粋

令和6(2024)年度第2回環境審議会での審議経過 及び本書「さがみはらの環境」への反映

No	環境審議会における 委員意見等	「さがみはらの環境」における対応	
		対応内容	ページ
1	基本目標2 <u>施策1</u> の具体的事業「野生生物保護施設の設置検討」について、取組状況に検討したと記載があるが、その結果、何が決まったのか、検討内容及び今後の方針について、具体的な説明を加えていただきたい。	検討の内容がわかるよう取組状況の文章を修正しました。	62
2	基本目標5 <u>施策1</u> の具体的事業「市民活動のサポート」について、市民活動サポートセンターの講座の実施回数を書いてあり、広く団体支援とあり、環境団体だけでないことから、ここに数値を書くのであれば、登録している市民活動団体の中で環境関係の団体が何団体あるかという記載の方が良いのではないか。	個人での申し込みも含まれていることや、所属団体の活動内容の記載を求めていることから、環境団体に所属する者の参加人数を把握していないため、原文のままとします。	98
3	基本目標5 <u>施策1</u> の具体的事業「地域活性化事業交付金」に関しては、環境保全に資する事業への交付が7件だったとあるが、これも、全部何件のうち、環境保全に関する事業は7件であったというように、書き方をそろえていただいた方が良いと思う。	全体の交付数を追記しました。	99
4	基本目標5 <u>施策1</u> の具体的事業「小中学校等における環境教育の取組推進」について、他のところは何校に行ったというような実績が書いてあるが、これは、授業や活動を行いましたのみであることから、対象校が分かれば、それを記載いただけるとありがたい。	市内全ての小中学校等において実施されていることから、その旨を追記しました。	107
5	基本目標5 <u>施策1</u> の「(2) 今後の方向性」については、中間目標を達成できていないことから、これからの連携や市民担い手の育成に関して具体的にやってきたいこと等の記載があった方がいいのではないかと考えている。	今後の方向性について、追記しました。	125

4 環境行政年表

年月	相模原市	国・神奈川県
昭和42年 8月 昭和43年 12月		○「公害対策基本法」公布、施行 ○「大気汚染防止法」「騒音規制法」施行
昭和46年 3月 6月 9月	◆ 相模原市公害対策審議会を設置	○「神奈川県良好な環境の確保に関する基本条例」公布・施行 ○「水質汚濁防止法」施行 ○「神奈川県公害防止条例」施行 ○「廃棄物処理法」施行 ○「悪臭防止法」施行
昭和47年 5月 10月	○「相模原市環境保全に関する条例」施行 ○「相模原市緑化条例」施行	
昭和48年 4月 昭和51年 12月 昭和53年 9月		○「自然環境保全法」施行 ○「振動規制法」施行 ○新しい「神奈川県公害防止条例」施行
昭和54年 10月		○「エネルギーの使用の合理化に関する法律」施行 ○「神奈川県環境影響評価条例」施行
昭和56年 7月 昭和59年 4月	○「緑地保全基金」設置 ○「みどりのまちづくり基金」設置	
昭和62年 11月 昭和63年 3月 5月	◆ 相模川ふれあい科学館オープン ○「みどりのまちづくりさがみはらプラン」(緑化推進計画) 策定	○「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」施行 ○「資源の有効な利用の促進に関する法律」施行
平成 4年 10月 11月 12月	○「相模原市環境宣言」制定	○「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の規制に関する特別措置法」(自動車NOx法) 施行
平成 5年 3月 4月 11月	○「さがみはら環境プラン」策定	○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」施行 ○「環境基本法」公布・施行
平成 6年 8月 10月 12月	◆ 相模原市公害対策審議会を廃止し、相模原市環境審議会を設置 ○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	○ 国の「環境基本計画」策定
平成 7年 3月 6月 12月	○「さがみはら環境プラン行動計画 行政編」策定	○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実効のための行動計画」策定 ○「容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進に関する法律」施行
平成 8年 3月 4月 11月	○「さがみはら環境プラン行動計画 市民・事業者編」策定 ○「相模原市環境基本条例」施行	○「神奈川県環境基本条例」施行
平成 9年 3月 12月	○「さがみはら・みどりの基本計画」策定	○「神奈川県環境基本計画」策定 ◆ 京都で気候変動枠組み条約第3回締結国会議(COP3)開催 ○「環境影響評価法」一部施行

年月	相模原市	国・神奈川県
平成10年 4月	○「相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例」施行	○「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」施行
平成11年 4月	○「相模原市盛土等の規制に関する条例」施行	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
平成12年 3月		○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行
4月		○「神奈川県環境基本計画」見直し
6月		○「循環型社会形成推進基本法」施行
11月	○ 国際環境規格 ISO14001 認証取得	
12月		○ 国の「第2次環境基本計画」策定
平成13年 1月		○「ダイオキシン類対策特別措置法」施行
3月	○「相模原市環境基本計画」策定	
4月		○「特定家庭用機器再商品化法」施行
5月		○「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」施行
7月		○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行
平成14年 3月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	
5月		○「建設事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行
6月		○「京都議定書」締結
7月		○「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行
平成15年 1月		○「自然再生推進法」施行
2月		○「土壌汚染対策法」施行
3月	○「木もれびの森保全・活用計画」策定	○「循環型社会形成推進基本法の規定に基づく循環型社会形成推進基本計画」策定
10月		○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
平成16年 3月	○「さがみはら・ごみダイエツトプラン」策定	○「新アジェンダ21 かながわ」採択
4月	○「相模原市地球温暖化対策実行計画」策定	
平成17年 1月		○「使用済自動車の再資源化等に関する法律」施行
2月		○「京都議定書」発効
10月		○「神奈川県環境基本計画」見直し
平成18年 3月	◆ 相模原市・津久井町・相模湖町が合併	○「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
4月	◆ 環境情報センターオープン	
平成19年 3月	◆ 相模原市・城山町・藤野町が合併	○ 国の「第3次環境基本計画」策定
11月		○「国等における温室効果ガス等の削減に配慮した契約の推進に関する法律」施行
平成20年 3月	○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
4月		○「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」施行
6月		○「生物多様性基本法」施行
平成21年 10月	○「相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」施行	○「神奈川県地球温暖化対策推進条例」施行

年月	相模原市	国・神奈川県
平成22年 1月	○「相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例」施行	
3月	○新しい「相模原市環境基本計画」策定 ○「相模原市水とみどりの基本計画」策定 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金条例」施行 ○「相模原市地球温暖化対策推進基金」設置	
4月	◆政令指定都市に移行 ○国際環境規格 ISO14001 認証を返上し、独自の環境マネジメントシステム (EMS) の運用開始	
12月	◆相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を設置	
平成23年 3月	○「さがみはら森林ビジョン」策定	
4月	○「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」施行 ○「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」施行	
8月		○「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行
10月		○改正「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」施行 ○「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」施行
平成24年 1月		○「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」完全施行
3月	○「相模原市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）」策定	
4月		○国の「第四次環境基本計画」策定
平成25年 1月	○「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」策定	
3月	◆「さがみはら地球温暖化対策協議会」設立 ○「さがみはら森林ビジョン実施計画」策定 ○「相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
4月	○「相模原市地球温暖化対策推進条例」施行	○「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行
8月	◆「相模原市地球温暖化対策推進会議」発足	
平成26年 3月	◆メガソーラー稼動（一般廃棄物最終処分場跡地）	
4月	◆相模川ふれあい科学館がリニューアルオープン	
6月		○国の「水素・燃料電池戦略ロードマップ」策定
7月	○「相模原市環境影響評価条例」公布、一部施行 ◆相模原市環境影響評価審査会を設置	
12月	○「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」策定	
平成27年 3月	○「相模原市環境基本計画(2010-2019)」中間改訂 ○「相模原市水とみどりの基本計画改訂版＝生物多様性さがみはら戦略＝」策定	○神奈川県「水素社会実現ロードマップ」策定
4月	○「木もれびの森保全・活用計画」改訂 ◆相模原市水とみどりの基本計画推進協議会を廃止し、相模原市水とみどりの審議会を設置	
平成28年 2月	◆さがみはら生物多様性ネットワーク設立	
5月		○国の「地球温暖化対策計画」閣議決定
10月		○神奈川県「地球温暖化対策計画」改定

年月	相模原市	国・神奈川県
平成29年3月	○「(仮称)相模原市市民の森基本計画」策定	
	○「相模原市気候変動の影響への適応策」を策定(相模原市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の一部として)	
平成30年3月		○神奈川県「かながわスマートエネルギー計画」改訂
4月		○国の「第五次環境基本計画」策定
12月		○「気候変動適応法」施行
平成31年3月	○「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」策定	
令和元年10月	○「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」公布	○「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
令和2年2月		○神奈川県「かながわ気候非常事態宣言」
3月	○「第3次相模原市環境基本計画」策定	
	○「第2次相模原市地球温暖化対策計画」策定	
	○「第3次相模原市地球温暖化対策計画(事務事業編)」策定	
	○「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」策定	
4月	○「さがみはら森林ビジョン後期実施計画」策定	
	○「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」「相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例」及び「相模原市緑化条例」の廃止(「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」への統合)	
7月	◆「SDGs未来都市」への選定	◆レジ袋の有料化開始
9月	○「さがみはら気候非常事態宣言」表明	
10月		○2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すことを首相表明
令和3年4月		○地球温暖化対策推進本部の会合で、2030年の温室効果ガス排出量を2013年比で46%削減を目指すとして首相表明
8月	○「さがみはら脱炭素ロードマップ」策定	
令和4年3月		○神奈川県「食品ロス削減推進計画」策定
4月		○「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行
令和5年3月		○神奈川県「プラスチック資源循環推進等計画」策定
4月	○「相模原市地球温暖化対策推進条例」を「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例」に改正	
11月	○「第2次相模原市地球温暖化対策計画」改定	
令和6年3月	○「第3次相模原市環境基本計画」改定	
	○「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」改定	
	○「食品ロス削減推進計画」策定	

5 用語集

用語	解説
【ア行】	
アスベスト (石綿)	天然の鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれています。肉眼では見るできない極めて細い繊維であるため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、人が吸入すると肺胞に沈着しやすい特徴があります。体内に滞留した石綿が要因となって、肺の線維化や肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすことがあります。現在は、原則として製造等が禁止されています。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムです。一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。
エコドライブ	環境にやさしい車の運転や使い方のことです。アイドリングストップや加減速の少ない運転、タイヤの空気圧チェックなどの 10 項目があり、地球にも人にもお財布にもやさしいというメリットがあります。
エコネットの輪	エコネットの輪の正式名称は「相模原市立環境情報センター事業協力者登録制度」です。市民活動団体、事業者、大学及び行政から、それぞれの立場又は環境活動リーダーとして、ボランティアや地域貢献活動を目的とする環境学習プログラムやイベント、各種環境情報を提供してもらい、学校や地域で行われる環境学習や環境活動を広く支援していく制度です。
エシカル消費	エシカルとは「倫理的」という意味で、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことを「エシカル（倫理的）消費」と言います。
温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の 6 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。
【カ行】	
カーボンニュートラル（炭素中立）	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることをいいます。
外来種	導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）により、その自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）です。
外来生物	外来生物法（平成 16 年法律第 78 号）では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている「法律用語」。つまり、国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含みません。
河岸段丘	川に沿って片岸または両岸が、川に向かって階段状になっている地形を、河岸段丘と言います。大昔、「洪水で川底に土砂がたまる」→「川の流れて川底を削る」→「川底が隆起する」→「再び川が川底を削り取る」ということを繰り返してきました。
河床勾配	川の流れる方向の川底の傾きのことです。

環境基準	人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準であり、行政上の政策目標です。環境基本法第 16 条に基づき大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について定められています。
環境教育	持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことを言います。
環境リスク	人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）を指します。
緩和策	地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）対策のことを言います。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするものとされています。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。
広域トレイルネットワーク	森林、原野、里地里山等にある踏み分け道、歩くための道が広域的にネットワークとしてつながっていることを言います。
光化学オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される NOx や VOC などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。
交通需要マネジメント(TDM)	自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組を指します。
行動科学	人間の社会的な行動を科学的に研究することで、その中から、法則性を見出そうとする学問です。そのなかには、心理学や社会学、人類学、経済学、政治学などが含まれています。
高度処理型浄化槽	本市が進める高度処理型浄化槽とは、台所や風呂の生活排水をし尿と併せて処理する浄化槽のうち、窒素・リンの除去が可能なものを言います。
合流式/分流式公共下水道	合流式下水道は、汚水と雨水を一緒に下水処理場へ送ります。一方、分流式下水道は、汚水用管路と雨水用管路の 2 つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は川や海に直接放流します。 <分流式に転換をすることによる環境リスクへのメリット> 汚水と雨水をそれぞれ専用の管で集めるので、河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式と言えます。
【サ行】	
サーキュラーエコノミー（循環経済）	従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。
再生可能エネ	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーの総称。一度利用し

ルギー	ても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないため、地球環境への負荷が少ないエネルギーです。エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 72 号)では、再生可能エネルギー源として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスと規定しています。
里地里山	現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林、その他これらに類する土地の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有する地域です。
3010（さんまるいちまる）運動	宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンです。乾杯からの 30 分間とお開き前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうと呼び掛けることから「3010 運動」と名付けられました。
次世代自動車	一般のガソリン車やディーゼル車と比べて、環境への負荷を低減させる新技術を搭載した自動車のことを言います。次世代自動車には、電池に蓄えられた電気によりモーターを回転させて走行する電気自動車（EV）、エンジンとモーターといったように複数の原動機を組み合わせるハイブリッド自動車（HV）、ハイブリッド自動車に外部から充電できる機能を付加したプラグインハイブリッド自動車（PHV/PHEV）、水の電気分解の逆の反応を利用し、水素と酸素を反応させて電気エネルギーを直接取り出し、モーターを作動させる燃料電池自動車（FCV）、天然ガスを燃料とする天然ガス自動車（NGV）、天然ガスや石炭から製造される液体燃料を使用するメタノール自動車などがあります。
持続可能な開発のための教育（ESD）	世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESD とは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。
自然環境保全地域特別地区	自然環境保全地域とは、自然環境を保全することが特に必要な地域として自然環境保全法に基づき環境大臣又は都道府県知事により指定される地域です。本市には 1,340.5ha あり、そのうち相模原市緑区牧野の石砂山の一部分が特別地区（33.5ha）に指定されています。
自然公園	自然公園法（昭和 32 年法律第 61 号）に基づき指定される国立公園及び国定公園、県立自然公園の総称です。優れた自然の美しい風景地を保護しつつ、その自然の中で休養し、レクリエーションを行い、また、自然から学ぶことを目的に指定されています。本市には丹沢大山国定公園と県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園があります。
市民緑地	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づき、土地所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地等を公開する制度です。この制度により、都市に残るみどりが、自治会やボランティア団体等の管理により保全され、市民が憩いの場として利用できる公開された緑地として提供されます。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、第 1 に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第 2 に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。
生涯学習まちかど講座	サークル・地域・職場等に市の職員が出向き、相模原市のことや市の仕事について話す出前講座のことです。
親水	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。
水源かん養機能	森の土壌は降水を貯留し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させます。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。これらの機能を水源かん養機能と呼びます。
水素ステーション	燃料電池自動車(FCV)に水素を供給するための施設です。各種燃料をその場で改質して水素を作り貯蔵・供給するステーションと、外部から輸送した水素をその場で貯蔵し、供給するステーションがあります。
ステークホルダー	企業などの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者を指します。例としては、株主、経営者、従業員、顧客、取引先等が挙げられます。
生産緑地地区	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している農地を対象に都市計画に定めたもので、本市においては、条例で下限面積を 300 m ² としています。
製造品出荷額等	1 年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額とその他の収入の合計です。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	微生物が水中の汚濁物（有機物）を分解するときには、酸素を使います。水中の汚濁物（有機物）が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を生物化学的酸素要求量（BOD）と言い、一般に BOD が大きい場合は、水中にある有機物の量が多いことを意味するため、有機物による水質汚濁の程度が大きいこととなります。
生物多様性	遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルのそれぞれで生物が持つ多様さをまとめて生物多様性と言います。生物は、同じ種であっても、生息・生育する地域によって、また、個体間でも形態や遺伝的に違いがあります。大気、海や川、土壌など様々な環境に適応して多様な生物種が存在し、生態系を形成しています。近年、生物多様性の保全を促進するため、2010 年には生物多様性条約 COP10 が愛知県で開催され、生物多様性の保全の目標が定められました。
ソーラーシェアリング	農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行うことを言います。営農型発電設備とも呼ばれています。
【夕行】	
ダイオキシン類	有機塩素化合物でポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナ-ポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の 3 つの物質群があります。これらは、廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白などの工程で副生成物として生成されてしまいます。健康影響は、生殖、脳、免疫系などに対する影響が懸念されており、研究が進められている段階ですが、日本の汚染レベルは健康影響が生じるレベルではないと考えられています。
太陽光発電	太陽電池を利用して、日光を直接的に電力に変換する発電方式。発電そのものに燃料が不要で、運転中は温室効果ガスを排出せず、原料採掘・精製から廃棄に至るまで非常に少ない温室効果ガス排出量で電力を供給することができます。
脱炭素社会	地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭などの化石燃料から脱却することを脱炭素と呼びます。再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を低炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な社会を脱炭素社会と言います。

地域循環共生圏	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
地球温暖化対策計画（国）	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて策定した、唯一の地球温暖化に関する総合的な計画です。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。
地産地消	地域で生産された農産物やエネルギーをその地域で消費することを言います。
適応策	既に起こりつつある、または起こりうる気候変動の影響の回避・軽減等を図る取組のことを言います。
デコ活	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO ₂ ）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。
【ナ行】	
燃料電池（Fuel Cell）	水素と酸素を化学的に反応させることによって、電気を発生させる発電装置のことです。エネルギー効率がよく、また窒素酸化物の発生が少ないなど、環境への負荷が低いことが特徴です。天然ガス・メタノールなどの幅広い燃料の使用が可能です。家庭用では、ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、このとき発生する熱でお湯もつくる高効率の家庭用燃料電池（エネファーム）として、販売されています。
【ハ行】	
パリ協定	2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた協定です。2015年12月に国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）で採択され、2016年11月に発効されました。世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満（努力目標1.5℃）に抑え、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。締約国は削減目標を立てて5年ごとに見直し、国際連合に実施状況を報告することが義務付けられました。また、先進国は途上国への資金支援を引き続き行なうことも定められています。
パークマネジメントプラン	市民の豊かな暮らしを実現するために、公園が担うべき役割や目指すべき公園像を明確にし、施設の適切な管理等に関するハード面の方針（管理方針）と、公園の利活用や適正利用等に関するソフト面の方針（運営方針）を定め、これらに基づいた管理運営を行い、公園の更なる魅力向上や、より効果的・効率的な管理運営、適正利用の推進等により、相模原市らしい魅力的な公園づくりを実現するものです。
ヒートアイランド現象	都市部において高密度にエネルギーが消費され、また地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているため、水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外部よりも気温が高くなっている現象のことを指します。
微小粒子状物質（PM2.5）	大気中に漂う小さな粒子で、粒径が2.5μm（マイクロメートル：μm＝100万分の1m）以下のものです。PM2.5には、物の燃焼などによって排出される粒子と大気中での化学反応によって生成される粒子があります。粒子が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への健康影響が懸念されています。
分散型電源	電力供給の方法のひとつで、電力需要地の近くに配置された小規模な発電設備のことです。太陽光や風力など再生可能エネルギーを利用した発電設備、水素を利用した燃料電池、天然ガスやLPガス等を燃料として熱と電気を同時供給するガスコージェネレーション

	ンシステムなどがあります。
保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、公衆の保健など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のことを言います。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木伐採や土地の形質の変更などが規制され、水源かん養保安林、保健保安林等、全部で 17 種類(神奈川県は 13 種類、相模原市は 6 種類)の保安林があります。
保存樹林	本市では、市民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するため、相模原市緑化条例(昭和 47 年相模原市条例第 29 号)により制度化され、現在では市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例により、市街地に残された貴重な樹林を保存樹林に指定しています。
放射線・放射性物質	不安定な原子が安定な原子に変わる過程で放出される粒子(原子よりも小さな粒子)や電磁波を放射線と言い、放射線を放出する性質がある物質を放射性物質と言います。放射線である粒子には、アルファ線、ベータ線、中性子線などがあり、電磁波には、エックス線やガンマ線などがあります。
【マ行】	
街美化アダプト制度	公園、緑地、道路、河川敷等の市が所管する公共施設の美化活動を市民と市のパートナーシップに基づき、市民が自発的に行い、市が活動を支援する取組を指します。
メガソーラー	太陽光発電の中でも、出力が 1MW(1,000kW)を超える大規模システムをメガソーラーと呼びます。近年、遊休地や休耕地などの土地の有効活用を目的として、各地でメガソーラーの設置が進んでいます。
【ヤ行】	
湧水	地下水が地表に自然に出てきたもののことです。湧き水や泉、湧泉とも言います。大量の湧水は川の源流の 1 つでもあります。
【数字・英字】	
COOL CHOICE (クールチョイス)	国の地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標の達成に向けて、国が、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動のことを指します。「COOL CHOICE」は令和 5(2023)年 8 月に「デコ活」に移行しました。
ESG 投資	環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行う投資のことです。ESG 評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つと言えます。
ISO14001	ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステムを中心として、環境監査、環境パフォーマンス評価、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなど、環境マネジメントを支援する様々な手法に関する規格から構成されています。業種・業態を問わず、あらゆる組織が利用し、認証を取得することができ、企業の環境への取組の状態を示すことができます。
PFAS (ピーファス)	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称のことです。PFAS の中でも、PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)、PFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、幅広い用途で使用されてきました。PFOS、PFOA には、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があることから、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。
PPA	電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれ、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金と CO ₂ 排出の削減ができるものです。設備の所有は第三

	者（事業者または別の出資者）が持つ形となるため、資産保有をすることなく再生可能エネルギー利用が実現できます。
PRTR 制度	Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略です。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みを言います。
Recycle （再生利用）	ごみを資源として再利用することです。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。
Reduce （排出抑制）	ものを大切に使い、ごみを減らすことです。リユース、リサイクルに優先されます。
Refuse （発生抑制）	ごみになるものを受け取らないことです。具体的には、スーパーのレジ袋や包装紙・割り箸等を購入時点で断ったり、本当に必要な物以外を衝動買いしないことを指します。
Reuse （再使用）	一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。
ZEB(ゼブ)	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略です。建築構造や設備の省エネルギーの実現や、再生可能エネルギーの活用、地域内でのエネルギーの面的(相互)利用などの組合せにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物のことを指します。
ZEH(ゼッチ)	Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略です。断熱性や省エネルギー性能の向上といった省エネルギーを実現した上で、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした住宅のことを指します。